

答 申

第1 審査会の結論

山形県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏（以下「請求人」という。）は、令和4年2月3日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和3年4月12日午後6時13分頃、○○○○前の駐車場において、当方所有の小型乗用車（トヨタ・ヴィッツ「登録番号○○○○」）に第三者から傷を付けて破損させられた事件につき、当方が同月13日午後○警察署の刑事第1課に所属する署員らないし所属していた署員ら複数名に対し、前日の第三者がその場から代車（スズキ車の軽自動車「登録番号○○○○」）で逃走する一連の様子を撮影したドライブレコーダーの映像（衝突音を含む。）が存在する旨を当方が告げた事実に対して、前述の職員らが証拠となる映像確認を行わなかった行為に係る一切の文書。又その理由。理由に係る一切の文書」に係る公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

また、請求人は、同日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。）第11条第1項の規定により、実施機関に対し、本件開示請求と同一の内容に係る個人情報開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行った。

- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求のあった公文書の存在、不存在を明らかにすることで、「現に特定の個人についての捜査が行われているか否か」という、条例で保護されるべき情報が侵害されることとなるため」と理由を付して、当該公文書の存否を明らかにせずに開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年2月17日付け広（情）第12-1号公文書不開示決定通知書により、審査請求人に通知した。

また、実施機関は、別件開示請求に対し、「開示請求に係る個人情報の内容を含む公文書は、開示請求時において保有していない」ことを理由として、不存在の決定（以下「別件処分」という。）を行い、令和4年2月17日付け広（個）第4-1号個人情報不存在通知書により、請求人に通知した。

3 請求人は、令和4年5月2日、本件処分及び別件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、山形県公安委員会に対し2件の審査請求を行った。

4 山形県公安委員会は、令和5年1月26日、条例第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該2件の審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、本件開示請求に係る公文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、請求人が令和4年1月14日付けで請求した個人情報開示請求（以下「前段開示請求」という。）に対し、令和4年3月4日付け広（個）第3-2号個人情報一部開示決定通知書に関する処分により、令和3年4月12日に発生した前記第2の1に係る事件（以下「本件事件」という。）につき、請求人に対して、一部の文書を令和4年4月21日〇〇警察署内において交付済みである。
- (2) 上記のとおり、実施機関が非開示とした当該文書の一部及び、その経緯は、既に公にされている情報であって、非公開とすべき理由はなく、本件開示請求に係る公文書の存在、不存在を明らかにすることで、「現に特定の個人についての捜査が行われているか」という、条例で保護されるべき情報が侵害されることは、上記の事実から決してない。
- (3) 仮にも、物理的に請求した対象文書が存在しないということであれば、所掌内である〇〇警察署刑事第1課が文書を作成すべきであったにもかかわらず、そもそも対象文書を作成しなかったことになり、問題視すべき事案である。又請求した対象文書が存在するのに不開示決定がなされた場合、対象文書を保有していながら、その対象文書の特定の問題ないし、何らかの理由により、存在自体を隠蔽し、不開示決定を行使したと考えるほかない。
- (4) そもそも令和3年4月13日午後駆け付けた〇〇警察署刑事第1課の署員ら

が、請求人の申し出により、前日のドライブレコーダーの映像があることを認識しながら、真相解明の証拠となるドライブレコーダーの映像を確認しなかったことは、犯罪捜査規範及び警察官職務執行法に違反している。

(5) 本件事件に関する文書の開示は、請求人が直接被害を被った事件の文書の記録であり、第三者の権利利益を害するおそれはない。

(6) 本件処分により、請求人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置ないし法律ないし、権利を侵害された。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 請求内容に係る公文書は、特定の個人に関する犯罪事件の捜査に係る情報を示す公文書となることから、条例第6条第1項第2号（個人に関する情報）及び同項第4号（公共安全維持情報）に規定する不開示情報に該当する。さらに、上記請求内容に対し、①「不開示として公文書が存在することを示せば、特定の個人について犯罪の捜査が行われていることになり、②「不存在」として公文書が存在しないことを示せば、特定の個人について犯罪の捜査が行われていないことになることから、当該公文書の存否を明らかにすることによって、現に特定の個人についての捜査が行われているか否かという条例第6条第1項第2号に規定する不開示情報（個人に関する情報）を開示することになるため、条例第6条第2項により、当該公文書の存否を明らかにせず、不開示としたものである。

(2) 請求人は、本県開示請求とは別個に前段開示請求を行い、個人情報の一部開示を受けたとして、当該個人情報を「既に公にされている情報である」と主張しているが、山形県個人情報保護条例（平成12年10月山形県条例第62号）に基づく個人情報の開示は、開示請求者本人に係る個人情報として本人にのみ提供されるものに過ぎず、当該個人情報が法令等の規定又は慣行により何人も閲覧等を行うことができるものとして公にされた事実はなく、その予定もない。

(3) 請求人は、「請求人が直接被害を被った事件の記録であり、第三者の権利利益を害するおそれはない」と主張しているが、情報公開制度は、県民の開示請求権

に基づく行政処分として、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることはなく、個人に関する情報が記録されている文書の開示・不開示の決定について、たとえ本人からの請求であったとしても同じ取扱いとして判断するものであり、原処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 審査の併合について

本件の審査にあたっては、根拠条例が異なるものの、同一の請求人が同一の実施機関に対し、同日、同内容の開示請求を行ったことに係る審査請求で、審査請求の内容も同趣旨であったことから、2件の審査請求について、一括して審査を行った。

なお、別件処分に係る審査請求については、別途答申することとする。

2 関連条文について

(1) 条例第6条第1項第2号の規定について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報」、「ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」、「ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第6条第2項の規定について

条例第6条第2項は、「開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公文書の開示

をしないことができる」と規定している。

3 本人からの公文書開示請求について

請求人は、「本件事件に関する文書の開示は、請求人が直接被害を被った事件の記録であり、第三者の権利利益を害するおそれはない」と主張している。

しかし、条例が定める開示請求制度は、山形県情報公開条例の趣旨及び解釈（平成10年3月24日付け総第600号総務部長通知）によると、「県民の開示請求権に基づく行政処分として、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることではなく、個人に関する情報が記録されている公文書の開示・不開示の決定についても、たとえ本人からの請求であったとしても同じ取扱いとなるものである。公文書に記録されている自分の個人情報については、別途、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）に基づいて開示請求ができるものである」としている。

したがって、条例に基づく開示請求の場合は、たとえ開示請求者自らの情報であっても、開示請求者以外の第三者が開示を求める場合と同じ取扱いをするものであることから、その情報が条例で規定する不開示情報に該当する場合や、存否を明らかにすることが不開示情報を公にすることと同様になる場合には、いずれも不開示となるものである。

4 条例第6条第2項該当性の検討について

- (1) 当審査会では、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを応答することが、条例第6条第1項第2号の規定により保護しようとする個人の権利利益を害するおそれがあるかについて、検討を行った。
- (2) 本件開示請求に係る公文書については、いずれも特定個人の器物損壊事件に関する情報であると言えることができる。これら個人を特定した開示請求に対して、当該公文書が存在しているか否かを明らかにすることは、特定個人に係る器物損壊事件が発生したか否か及び当該事件に関して特定個人に係る捜査が行われているか否かが判明することとなるため、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

他方、これらの情報は、条例第6条第1項第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれの情報にも該当しない。

- (3) 以上より、本件開示請求に係る公文書について、「不開示」（存在）及び「不存在」のいずれとする場合であっても、条例第6条第1項第2号の規定により不開示情報に該当し、その存否を明らかにすることが不開示情報を開示することとな

るものと認められる。

したがって、実施機関において、当該公文書の存否を明らかにすることなく同条第2項の規定により不開示とした判断は妥当である。

5 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年1月26日	審査庁から諮問を受けた。
令和6年2月22日 (第85回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年6月28日 (第88回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年7月31日 (第89回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年9月10日 (第90回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年10月16日 (第91回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年11月18日 (第92回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年2月5日 (第94回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年3月10日 (第95回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和５年４月１日～令和７年３月３１日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長 ※
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
小 松 由 美	行政書士	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員

※ 本件事案において、除斥となっている。